

備考	神奈川県相模原市	住所書換 平成 20 年 10 月 8 日 東京都都市整備局住宅政策推進部
	中央区相模 3-10-8 ハイムアイトC-202	
	神奈川県相模原市中央区 相模 3-11-7	住所書換 令和 元年 12 月 21 日 東京都住宅政策本部住宅企画部

注意事項

- 1 取引の関係者から請求があったとき、又は重要事項説明のときは、本証を提示すること。
- 2 登録が削除されたとき、又は本証が失効したときは、速やかに本証を返納すること。
- 3 事務禁止の処分を受けたときは、速やかに本証を提出すること。
- 4 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 5 本証を更新する場合は、交付申請前6月以内に行われる都道府県知事が指定する講習を受講すること。